

外国語指導助手（A L T）の配置に対する  
財政措置の充実を求める意見書

平成23年度から小学校で全面実施された新学習指導要領により、5・6年生で「外国語活動」が必修化された。その授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーである外国語指導助手（A L T）の活用が求められている。各自治体では、A L Tの配置をJ E Tプログラムの活用や自治体独自の直接雇用、民間事業者への業務委託により確保している現状があるが、A L Tの待遇が一定でなく、A L Tの確保や外国語指導の充実に対し懸念が生じることとなる。とりわけ、業務委託により配置されるA L Tの労働環境は不安定なものとなっている。

よって、政府においては、外国語教育の一層の充実やA L Tの安定した確保のために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 配置基準や資格要件等の一定の条件を示した上で、A L Tの学校教育における位置付けを明確化すること。
- 2 自治体がJ E Tプログラム以外のA L Tを配置した場合でも、地方交付税や補助金等の財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

（提出者）全議員